

国東市移住シングルペアレント生活応援補助金交付要綱

〔平成 28 年 4 月 1 日〕
〔国東市告示第 68 号〕

改正 平成 29 年 5 月 2 日告示第 57 号

改正 令和元年 6 月 28 日告示第 28 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日告示第 57 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日告示第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、少子高齢化等により人口が減少していく中、国東市内への移住・定住を促進するため、国東市外より移住・定住し、市内の賃貸住宅に居住する単親世帯に対して、生活応援のための補助金を交付することについて、国東市補助金等交付規則(平成 18 年国東市規則第 62 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 単親世帯 単親者及びその子どもで構成された世帯をいい、同居する成人の者がいる場合は、住民票の記載に関わらずこの限りではない。ただし、単身者の 2 親等以内の高齢者で 65 歳以上の同居者は除く。
- (2) 転入 国東市以外の市町村より転居してきた者で、住所地として住民基本台帳に記録され、かつ当該住所地に生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 転入日 国東市に転入し、住民基本台帳に登録された日をいう。
- (4) 賃貸住宅 家賃を徴収して貸すことを目的とする住宅で、公営住宅及び民営住宅のことをいう。
- (5) 市税等 住民税及び国民健康保険税をいう。
- (6) レンタカー 大分県レンタカー協会に加盟する市内のレンタカー事業者が貸し出す自家用自動車をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以降に転入してきた単親者。
- (2) 転入日の前 5 年以内に国東市に居住していない者。
- (3) 移住した日から 5 年以上継続して市内に居住すること。
- (4) 18 歳以下の就学している子ども、もしくは就学前の子どもが同居している者。
- (5) 居住物件は公営又は民間が経営する賃貸住宅であること。また民間が経営する賃貸住宅は、経営者と賃借者の関係が 3 親等以内でないこととする。

- (6) 前年度所得を月額換算し、国東市特定公共賃貸住宅条例施行規則第2条に定める所得基準の上限以下の者。
 - (7) 前住地及び移住後の本市において市税等の滞納のない者。
 - (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴力団対策法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でない者。
 - (9) 生活保護受給者でない者。
- 2 前項の規定にかかわらず、現に本市に定住していないことが明らかな場合などは、補助金の交付対象としないものとする。

(補助金等)

第4条 補助の内容は家賃補助、引越補助、レンタカー借上げ補助及び移住奨励金とし、その交付額は次のとおりとする。

- (1) 家賃補助額は、他の住宅手当等家賃補助を差し引いた額の1/2。
- (2) 家賃補助額の上限は月2万円とし、最大36月の補助とする。
- (3) 引越補助の交付は、1回のみとする。
- (4) 引越補助額は引越にかかった費用の額とし、30万円を上限とする。ただし、千円未満は切り捨てる。
- (5) レンタカー借上げ補助額は、レンタカーのレンタル料(日常使用するものに限る)のみを対象経費とし、1月当りの補助金の限度額は、5万円とする。ただし、千円未満は切り捨てる。
- (6) レンタカー借上げ補助の交付対象期間は、レンタカーの借上げ開始日から起算して最長3箇月間とし、交付対象期間が年度をまたぐ場合は、補助金の交付を決定した日から交付決定日の属する年度の3月31日までを当該年度の交付対象期間とし、残りの期間については、翌年度の交付対象期間とする。
- (7) 移住奨励金の交付は、1回のみとする。
- (8) 移住奨励金額は、1人当たり5万円で、1世帯当たりの上限は10万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)のうち、第3条に該当する者は、転入日から起算して1年以内に国東市移住シングルペアレント生活応援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び宣誓書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸住宅等の賃貸借契約書もしくはそれに準ずる書面の写し
- (2) 市税等完納証明書、納税証明書又は非課税証明書
- (3) 世帯全員が記載された住民票
- (4) 所得証明書もしくは前年度所得がわかる書類
- (5) 引越補助については、民間事業者が発行した請求・領収証の写し

- (6) 戸籍の附票等（申請者の転入（予定）日以前5年の住所地が確認できるもの）
 - (7) レンタカー借上げ補助については、レンタカー貸渡書の写し、レンタカー事業者が発行した請求・領収証の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 令和元年7月1日以降に転入した申請者の属する世帯の人数に応じて、前条第7号及び第8号に規定する移住奨励金を、同条第1号から第6号に規定する家賃補助額、引越補助額及びレンタカー借上げ補助額の合計に加算して交付するものとする。
- 3 初回申請年度以降、継続して申請を行う者は、初回年度と同様の手続きにより申請しなければならない。ただし、戸籍の附票等については、初回以降の提出は不要とする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、国東市移住シングルペアレント生活応援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 申請者は申請内容に変更があったときは、遅滞なく変更内容がわかる書類を添えて変更申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

（変更交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することに決定したときは、変更交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第9条 補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、国東市移住シングルペアレント生活応援事業補助金交付請求書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

(1) 賃貸料等支払い証明書類

(2) 住宅手当等家賃補助の有無及びその額が証明できる書類

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により請求があったときは、毎年度末に現在の申請者の市内居住等交付要件を確認し、年度末に一括して補助金を交付するものとする。

2 申請年度の途中で転出した者には交付しない。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、申請者が虚偽の申請又は不正行為により補助金を受給した場合には、既に支給された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場

合、申請者に対し、国東市移住シングルペアレント生活応援事業補助金返還通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(1) 補助金の交付を受けた者が、補助金交付年度から5年以内に第3条第1項第3号に規定する定住要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

2 前項第1号に規定する返還額は、交付補助金額から引越補助金額を差し引いた額とする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年5月2日告示第57号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の国東市移住シングルペアレント生活応援補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金交付から適用し、平成28年度分の補助金の交付については、なお従前の例による。

3 前項の規定に関わらず、改正後の第4条第3号及び第4号に規定する引越補助の交付については、平成29年4月1日以降の引越にかかった費用の補助金交付について適用し、同日前の引越にかかった費用の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日告示第28号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第57号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第72号)

この告示は、公示の日から施行する。